

伊予市デジタル化推進プロジェクト会議設置要綱

令和2年11月30日

伊予市訓令第43号

(設置)

第1条 デジタル技術を活用した業務及び施策の実施について調査研究を行うため、伊予市デジタル化推進プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 プロジェクト会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の総合的な IT スキル（デジタル知識）向上に関すること。
- (2) デジタル技術を活用した業務効率化に向けた調査研究に関すること。
- (3) デジタル技術を活用した持続可能な地域づくりに向けた調査研究に関すること。
- (4) 本市の情報化を推進するための計画に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、市長が任命する職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 プロジェクト会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 市長は、プロジェクト会議に先進的技術やサービス等に関して助言等を行わせるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(分科会)

第6条 プロジェクト会議に、必要に応じ分科会を置くことができる。

(報告)

第7条 プロジェクト会議は、第2条に規定する任務について、その途中経過及び結果を市長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 プロジェクト会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。